

## 特別区区民葬儀における新たな助成制度について

特別区区民葬儀（以下「区民葬儀」）取扱業者のうち、東京博善株式会社が、令和8年3月31日をもって区民葬儀の取扱いを取り止める旨を、昨年8月に公表しました。

これを受け、特別区は同月、昨今の物価高により葬儀全般にかかる費用が増加していること及び、火葬場が区民生活にとって不可欠なものであり、公共的な施設でもあること等を踏まえ、区民葬儀利用者の経済的負担を軽減する観点から、23区共通の助成制度を、令和8年4月より新たに開始することを公表しました。

このたび、本助成制度における助成対象者及び助成額を決定したことから、以下のとおり報告いたします。

### 1 助成対象者

区民葬儀利用者<sup>\*1</sup>のうち、特別区が指定する民間火葬場<sup>\*2</sup>（以下「指定火葬場」）において、最も低廉な火葬料金（以下「基準火葬料金」）を支払った方<sup>\*3</sup>を対象とする。

※1 祭壇券または霊柩車券のいずれかの区民葬儀券利用者

※2 区民葬儀の取扱いを取り止めたことにより、これまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場（令和8年4月1日時点では東京博善（株）が運営する火葬場）

※3 逝去者または火葬を執り行った方が特別区内に住民登録を有していること

### 2 助成額、助成の要件及び申請先

#### （1）助成額

大人 27,000 円、小人 15,000 円を助成限度額とする。

#### （2）要件

区民葬儀券（祭壇券（棺のみを含む）または霊柩車券のいずれか）を利用し、かつ指定火葬場で最も低廉な火葬料金を支払った方を助成制度の対象とする。

なお、令和8年4月1日以降に火葬を執り行った方が助成対象者となる。

#### （3）申請先

逝去者の住民登録がある区を申請先とする。ただし、逝去者の住民登録が特別区外にある場合は、火葬を執り行った方の住民登録がある当該区を申請先とする。

### 3 その他

新たな助成制度の円滑な導入を図るため、区民葬儀実施協力団体のうち葬祭業協同組合が中心となり区民葬儀を取扱う葬儀店への事務取扱説明会を、2月下旬から実施する予定